

# 校則を用いた法教育の研究と実践 -ルール作りを学ぶ素材として-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-09-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Fukumoto, Tomoyuki, Kanazawa, Houyukai メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00052163">https://doi.org/10.24517/00052163</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 校則を用いた法教育の研究と実践

——ルールづくりを学ぶ素材として——

福本 知行・金沢法友会

## 目次

### 第1章 はじめに

### 第2章 理論的検討

1. 「ルールづくり」をめぐる法教育
2. ルールに対する意識を改める必要性
3. ルールづくりと個人の自由との関係
4. 法教育の素材としての校則

### 第3章 教材作成と実践授業

1. 教材作成
2. 3回の実践の機会
3. 実践授業のまよう
4. 成果および反省点

### 第4章 おわりに

## 第1章 はじめに

本稿は金沢大学法学類公認サークル「金沢法友会」の学生が著者（福本）の指導の下で、2017年度に取り組んだ、法教育の研究と実践の成果報告である。金沢法友会では、過去2年間にわたり、契約の一般原則とその例外という視点を共通の基盤として消費者保護及び雇用・労働関係をめぐるテーマを取り上げて、教材作成と実践授業を行ない、一定の成果を挙げることができたことから<sup>1)</sup>、2017年度は新しいテーマに取り組むことになった。メンバーでアイデ

---

1) 成果報告として、福本知行・金沢法友会「契約と消費者保護に関わる法教育の研究と実践」金沢法学 59 卷 1 号（2016）201 頁以下、同「労働法に関わる法教育の研究と実践」金沢法学 60 卷 1 号（2017）183 頁。

アを持ち寄ったところ、中高生にとって身近なルールである校則を素材として、ルールづくりをテーマとする授業を作る、という案が採用された。以下ではまず、本年度の取り組みの理論的背景や意義を説明し（第2章）、続いて、教材づくりの過程と、実践授業の概要を説明する（第3章）。最後に、一連の取り組みの成果と反省をまとめて、今後の展望を述べる（第4章）<sup>2)</sup>。

## 第2章 理論的検討

本章では、今回の取り組みの理論的基礎を概観するとともに、「ルールづくり」にかかわる法教育におけるその意義を説明する。

### 1. 「ルールづくり」をめぐる法教育

法教育の中にあって「ルールづくり」は中心的な位置を占めている。法教育研究会報告書では、単に国民を規制するだけのものである、という法に対する意識を改め、人々が共生するための相互尊重のルールとして、法は国民の生活をより豊かにするために存在することを認識させ、それゆえに、これを守ることの大切さを理解させることが意図されている<sup>3)</sup>。そのために、「ルールづくり」を体験的に行わせてルールを身近なもの意識させ、自分たちで合意したルールを守るという規範意識を涵養し、さらに状況の変化に応じてルールを変更するといった、ルールの作成、利用に主体的にコミットしようとする意識を育むことが目指されている<sup>4)</sup>。

- 
- 2) 本稿は、第1章、第3章2. を福本が執筆し、実践授業を担当した学生のうち金子朋友が、第2章、第4章、森村匠が、第3章1. 3. 4. の草稿を執筆し、3名で加筆・修正のためのやりとりを重ねて完成させた。したがって、本稿は実質的に3名の共同執筆であるが、基礎となる実践は学生全員が関与したものであるので、団体としての金沢法友会と福本の共同執筆の形をとり、実践に参加した学生の学年と氏名を後掲注32)、33) および35) で紹介することとした。
  - 3) 法教育研究会「我が国における法教育の普及・発展を目指して」(<http://www.moj.go.jp/content/000004217.pdf>, 2018年5月13日閲覧) 13頁。
  - 4) 法教育研究会・前掲注3) 20頁。

もつとも、このような意図や目標がどこまで実現しているかは、明らかではない。もちろん、その後の学習指導要領の改訂<sup>5)</sup>を受けて、現在使用されている中学校の教科書では、各社とも「ルールづくり」に関する記述を充実させており<sup>6)</sup>、また「ルールづくり」をテーマとする優れた教材や実践例も公表されている<sup>7)</sup>。しかしながら、現場レベルでどこまで生徒に定着しているかはよく分からない。のみならず、生徒や学校現場が置かれている多様な状況に対応するには、教材が圧倒的に不足していることも否めないであろう。

## 2. ルールに対する意識を改める必要性

法教育研究会報告書も示唆するように、わが国では、法やルールは、国民を規制・束縛するもの、疎遠なもの、という意識が広く浸透しており、社会生活をよりよくするために、自ら主体的につくるもの、という意識に乏しいようである<sup>8)</sup>。このことは、しばしば指摘されるように、西洋法を継受して近代的な

- 
- 5) 『中学校学習指導要領（平成20年3月告示）』では、第2章 各教科 第2節 社会〔公民的分野〕2 内容(1)「私たちと現代社会」イ「現代社会をとらえる見方や考え方」に、『高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）』では、第2章 各学科に共通する各教科 第3節 公民 第2款 各科目 第1 現代社会 2 内容(1)「私たちの生きる社会」にそれぞれ対応する。また、『中学校学習指導要領（平成29年告示）』においても、第2章 各教科 第2節 社会 第2 各分野の目標及び内容〔公民的分野〕2 内容 A「私たちと現代社会」(2)「現代社会をとらえる枠組み」に引き継がれている。『高等学校学習指導要領（平成30年告示）』では、第2章 各学科に共通する各教科 第3節 公民 第2款 各科目 第1 公共 2 内容 A 公共の扉(3)公共的な空間における基本的原理 ア（ア）に特に引き継がれているが、他の個所にも関連する事項が多く記載されている。
- 6) 例えば、中学校の社会科（公民的分野）の教科書を見ると、東京書籍の教科書では、中学校の部活動におけるグラウンドの使用に関するルールづくりや、自治会の規約が、教育出版の教科書では、公園のルールが、帝国書院の教科書では「スロープ設置の費用負担を考えよう」、「マンションの騒音問題を解決しよう」といった例が掲げられている。
- 7) 例えば、法教育研究会・前掲注3）43頁以下、江口勇治・大倉泰裕『中学校の法教育を創る―法・ルール・きまりを学ぶ―』（2008・東洋館）204頁以下など。
- 8) 法教育研究会・前掲注3）11頁。法学の入門書でも言及されることである。例えば、伊藤正己・加藤一郎『現代法学入門〔第4版〕』（2005・有斐閣）30頁以下。

法制度に移行したわが国においては、近世までの法制度との間に断絶があるにもかかわらず、一般人の法意識にはそれほど劇的な変化がなかったことが影響しているとみられる<sup>9)</sup>。日本人の法意識は、古代に日本が継受した律令制や儒教思想、仏教思想などが複雑に絡みあうことで生成し、日本独自の法制度（武家法など）や近隣諸国の様々な思想にもまれながら、独自のものとして形成されてきた、とされる<sup>10)</sup>。このように長い歴史を経て成立し、西洋法の継受後、150年近く経過した今もなお、色濃く残存している法意識を改めることが、決して容易でないことは、改めて言うまでもない。

しかしながら、一般人がもつこのような法意識は、社会に存在する様々なルールのあり方をめぐって、人々が真剣な議論を行うことを阻害している<sup>11)</sup>。法学を学び始めると、法やルールには、各人の自由や権利が不当に侵害され脅かされることのないようにし、各人の自由、権利が最大限尊重されるように調整を図る役割があること<sup>12)</sup>や、社会にはルールや法を制定、変更するプロセスがあることに気づかされるのである。民主主義社会では、少数者がルールを決定して多数者を服従させるのではなく、ルールに服する者自身が、ルールの制定・改廃に直接または間接に関与することが基本になっているから、民主主義

---

9) 伊藤・加藤・前掲注8) 224頁。これに対し、時として革命を経て近代法に移行した西洋諸国では、法は権利を与えるものである、という認識が一般市民にも共有されているといわれている。

10) 大木雅夫『日本人の法観念—西洋的法観念との比較—』（2006・東京大学出版会）151頁以下で、日本人の法意識の生成が詳細に論じられている。

11) 会社や、学校、家族などの社会集団は、それぞれに内部的なルールを有し、人は社会生活を送る中で、様々な社会集団に所属し、そこにあるルールに服するが、そのルールが合理性を欠き、適切でないと考える場合でも、ルールの変更をめぐって構成員が真剣に議論しているとは言い難い。例えば、労働組合のない会社において、就業規則は使用者が一方的に作成する（労働基準法89条）ものであるため、その作成・変更の際には労働者の過半数代表の意見を聴くことが義務づけられているとしても（労働基準法90条1項）、使用者は意見に従う義務はない。菅野和夫『労働法〔第11版補正版〕』（2017・弘文堂）191頁以下参照。

12) 伊藤・加藤・前掲注8) 31頁。法秩序の理想は、社会に生きる各人が自己の権利を擁護するとともに、他人の権利を尊重し、社会全体の幸福を増進することにある。

の基盤を強固なものにするためにも、ルールや法を各人の自由、権利を出発点として捉える意識や、ルールや法は時代の流れや社会の動きに対応して自分たちの手で制定、変更できるという意識へと改める必要がある<sup>13)</sup>。

### 3. ルールづくりと個人の自由との関係

今日の法秩序は、対等な立場にある個人の自由を中心に構成されている<sup>14)</sup>。したがって、「ルールづくり」を考える際にも、法やルールによる規制ではなく、個人の自由が出発点とされなければならない。もちろん、各人の自由への何らの規制も加えないとすると、他者の自由と衝突が起こる。しかも、対等な立場の個人間では、相互に自己の自由を他者に押し付けることができないから、この衝突を解消することは困難である。ここに、各人の自由の衝突を調整するという、法やルールの役割があると言える<sup>15)</sup>。いわゆる、「公共の福祉」(憲法13条)も、このような意味で理解される<sup>16)</sup>。

もっとも、民主主義は個人の自由と緊張関係に立つことがある。民主主義の下でルールを決定するプロセスは、最終的に多数決原理に依拠するので、時として「公共の福祉」による自由と自由の衝突の調整が適切に行われず、いわば

13) 間接民主制の下、ルール(法)の制定・改廃を直接に担当する者を選出するために実施される選挙に対する関心の低さにも、ルールに対する一般的な意識が少なからず反映していると思われる。例えば、選挙の際に投票しなかった理由として、選挙への無関心、投票しても結果は変わらない、選挙に行っても政治は良くならない、などが多く挙げられている。

14) 私法秩序では、個人は自由な法主体として、自分の意思で法律関係を形成することができるという私的自治の原則が妥当している。他方、憲法秩序は、国家権力を憲法によって制限し、各種権利・自由の保障を目指す立憲主義に根差している。芦部信喜・高橋和之補訂『憲法〔第6版〕』(2015・岩波書店)5頁参照。

15) 対等な立場という前提を欠く場合は、各人の自由への何らの規制も加えなければ、「自由」の名の下に、力の強い者によって力の弱い者に不利なルールが強要される事態となるので、消費者法や労働法といった法が力の強い者の自由を規制に加えていることは周知のとおりである。

16) 宮沢俊義『憲法II〔新版〕』(1971・有斐閣)218頁以下、長谷部恭男『憲法〔第7版〕』(2018・新世社)101頁以下、芦部・前掲注14)98頁以下。

「多数者の専制」により、少数者の権利や自由が不当に侵害されるような法やルールが作られることがあるからである<sup>17)</sup>。民主主義の下で、個人の自由を最大限確保するためには、憲法の人権規定のように多数決によっても侵害しえない権利や自由を保障するとともに（立憲主義）<sup>18)</sup>、法やルールを作るにあたって、議論を尽くすことが重要となる<sup>19)</sup>。法教育研究会報告書においても、法やルールを定めるプロセスへの積極的な参加により、自由で公正な社会を国民一人一人が支えていくという、立憲民主主義社会の担い手として公共的な事柄に参加する責任感と、かくて定められた法やルールを守らなくてはならないという規範意識が育まれる、とされている<sup>20)</sup>。このように、民主主義と自由との緊張関係を前提とするならば、ルールづくりを考える際には、各人の自由を出発点としたうえで、法やルールがもつ自由と自由の衝突を調整する機能を人々が十分に自覚して議論を尽くすことが求められるであろう。

#### 4. 法教育の素材としての校則

ルールづくりを考える素材として取り上げた校則は、実践授業の相手である

- 
- 17) ロールズは、ベンサムやミルが主張する古典的な功利主義は「最大多数の最大幸福」を目指しているが、この考え方では、社会全体の幸福の総量を増やすためなら、個人（少数者）の犠牲もいとわないことになり、各人の自由を平等に保障することができない、と批判している。仲正昌樹『政治思想の知恵』（2016・法律文化社）175頁参照。
- 18) 高校までの憲法学習を通じて、このような認識がどこまで一般的に共有されているかは、やや疑問である。特に、いわゆる市民革命によって絶対王政が打倒され、基本的人権の尊重が確立していったという、それ自体歴史的に決して間違っていない説明は、往々にして、自由の敵＝絶対君主という印象を与え、一般市民（大衆）も自由の敵になりうることに気づくのを難しくしているのではないか。しかし、ナチスの政権掌握が「民主的に」行われたこともまた、歴史的事実であることから分かるように、現代においては、「多数者の専制」もまた、切実な問題であるとも言える。この意味で、権力をライオン、憲法を檻に喩えて解説する、楳大樹『檻の中のライオン』（2016・かもがわ出版）も、秀逸ではあるが留意が必要である。
- 19) 仲正・前掲注17）10頁。ジョン・ロールズやユルゲン・ハーバマスに代表される、「熟議民主主義」は、公共的な討議を通して合意の可能性を拡大することを目指す。
- 20) 法教育研究会・前掲注3）12頁以下。

中高生に最も身近にあって、大きな影響力を持つルールであることから、格好の素材であると言える<sup>21)</sup>。もっとも、校則の中には、1980年代に問題となった校内暴力に対応するために作られたものが少なからずあるため、学校現場において校則を素材とすることには、デリケートな問題が含まれることを否定できない<sup>22)</sup>。しかしながら、すでに当時から、厳しすぎる校則あるいは、いわゆる「管理教育」の是非をめぐる、憲法学や教育法学の領域で議論がなされていた<sup>23)</sup>。また最近では、例えば「ブラック校則をなくそう！プロジェクト」<sup>24)</sup>の活動に見られるように、議論が再び活発化している。これらの動向も踏まえ、校則がもつ意味を改めて考察した上で、どうすれば関係者が納得できる校則をつくることができるかを考える授業を作ることは、(つい最近まで中高生であった)法学を学ぶ学生ならではの取組みとなることが期待できる。

校則をめぐるのは、髪型、服装、オートバイ、喫煙、飲酒といった、いわゆるライフスタイルの自由を制限する校則が、自己決定権の侵害に当たるかが議論されている<sup>25)</sup>。もっとも、校則は学校という特殊な社会で妥当するルールで

- 
- 21) このような認識はすでに、東大村ゼミ・大村敦志監修『ロースクール生と学ぶ 法ってどんなもの?』(2009・岩波ジュニア新書) 53頁においても示されている。
- 22) 鈴木謙「高校教師の権威・権力意識」人間科学共生社会学 3号(2003) 10頁以下によれば、福岡県の高校教師を対象とする調査において、「校則は生徒が自分たちの考えに基づいて決めた方がよい」という意見に対して、「どちらかといえばそうは思わない」もしくは「そう思わない」と回答した教師が7割もいるとされ、校則の制定改廃にかかわる授業を学校現場に持ち込むのに理解を得ることの困難さが窺われる。
- 23) 主な文献として、大島佳代子「我が国における校則訴訟と子どもの人権」帝塚山法学 4号(2000) 71頁以下、戸波江二「校則と生徒の人権」法学教室 96号(1988) 6頁以下など。また、判例・裁判例として、最判平成3・9・3判時1401号56頁(校則によるバイク制限について争ったもの)、熊本地判昭和60・11・13判時1174号48頁(公立中学校における校則の丸刈り規制について争ったもの)などがある。
- 24) 『ブラック校則をなくそう！プロジェクト』(<https://www.black-kousoku.org/> 2018年5月13日閲覧)。
- 25) 議論の概観として、米沢広一『憲法と教育 15講〔改訂版〕』(2008・北樹出版) 35頁以下参照。裁判例でも、前掲注22)の熊本地裁昭和60年判決、最高裁平成3年判決の他、最判平成8・7・18判時1599号53頁(修徳高校パーマ事件)、京都地判昭和61・7・10判例地方自治31号5頁(京都女子中学生標準服着用義務事件)、高松高判平成



あるから、生徒の自己決定権のみを一面的に強調することはできない。むしろ、教育の特殊性や未成年者を対象とすることから、一般社会よりも強い制限が加えられている。今回の実践では、個人の自由との関係等に鑑みて、校則の規制根拠は妥当か、規制の範囲はその根拠に対応したものになっているか<sup>26)</sup>、という観点から議論し、合意形成に至ることを理想としている。

### 第3章 教材作成と実践授業

#### 1. 教材作成

教材作成は、例年通り4月中旬頃から、毎週1回ミーティングを重ね、各実践の直前期には集中的に作業を行った。本章では、今回の到達目標を明らかにしたうえで、教材の概要を説明する<sup>27)</sup>。

##### (1) 到達目標

今回の実践においては、自由や規制の観点から既存のルールを見て、必要に応じて自らルールの改正や、削除・追加をする活動を通じて、ルール（秩序）

---

2・2・19判時1362号44頁（高知県立大方商業高校バイク事件）などがある。

- 26) 例えば、道路交通法上、16歳未満の者にはオートバイの免許が与えられないが、文字通り読めば高校生の3分の2以上は、制度上、免許を取得しうるにもかかわらず、校則がオートバイを全面的に禁止して、一般社会におけるよりも厳しい制限を加えている。東京高判平成4・3・19判時1417号40頁は、その根拠として、生徒の生命・身体の安全の保持、非行の防止、学業への専念を挙げており、学校がパターンリズムの観点から未成年者たる生徒を保護する、という趣旨のようである。しかし、生徒の生命・身体の安全の保持という根拠に対しては、その目的の実現は学校の権限外である、という批判が考えられる。また、非行の防止、学業への専念という根拠に対しては、そこからオートバイの全面禁止を導き出せるか、あるいは免許取得の禁止や下校後の運転の禁止までではできないのではないか、運転の禁止までしなくとも、校内の駐輪スペース、騒音防止、接触事故の防止を理由としてオートバイによる登下校を禁止すれば足るのではないか、という批判があり得る（以上につき、米沢・前掲注25）44頁参照）。このような考え方を、校則の検討に用いることを意図した。
- 27) 後述するように、今年度は同一のテーマで3回の実践の機会を与えられ、実践を重ねるごとに教材をブラッシュアップした。そのため以下の記述は、最終版となる虎姫高校・特別講座で使用した教材（本稿の末尾に資料として掲げた）をベースにしている。

の必要性に気づき、ルールに対して受け身になるのではなく、より良いものになるようにその内容を考える力をつけることを目標とした。敷衍すると、次のとおりである。

第1に、人々が共同で生活していく中で、各人の自由を無制限に認めると、他者の自由を侵害し社会生活に様々な損害が生じることから、秩序・規制によって制限することが必要不可欠であること、したがって校則が存在しなければ生徒は何をしてもよいことになるが、そうすると必ず問題が生じることを確認する。

第2に、ルールによる過度な規制は、生徒の自由を不当に侵害することを理解することである。あわせて、生徒の立場からみて校則案の問題点を指摘する際に、何の根拠もなしに校則案が厳しすぎると言うだけでは、ただ不満を述べるにすぎないことも、確認する。

第3に、生徒の立場に立ってより良い校則案を作成するにあたり、ルールに内在する自由と自由の衝突の調整機能や、自由と規制の対立構造<sup>28)</sup>、適正手続<sup>29)</sup>の存在を解説し、具体的でよりよい根拠のある対案を作成することを目指す。対案の作成にあたり、考えるポイント（後述）に沿って、授業を受ける生徒に自由な発想で取り組んでもらう。これにより、ルールに隠された具体的な構造を確認し、能動的にルールを考えてもらう。

第4に、秩序・ルールは必要不可欠なものであるが、自由はそれよりも重要

28) 校則による規制が社会の一般的規制よりも強いのは、学校という社会の特殊性によるとしても、その規制根拠が適切である必要がある。ここに、自由と自由の衝突の調整に解消しえないルールの必要性が認められ、各人の自由と何らかの根拠に基づく規制の対立という構造が成り立つ。校則においては未成年の生徒の保護を目的とする一方的なパターンリズムが規制根拠とされることが多いので、自由と規制の対立構造を考えさせる際には、そのパターンリズムが適切か、がポイントになる。

29) 検討を進めるうちに、自由と自由の衝突の調整、自由と規制の対立という構造だけでは説明しづらいルールが浮上した。それは、生徒に懲戒その他の不利益を課する前提となる手続を定める規定である。学校における適正手続の保障が一般社会におけると同じようになされているかは疑問であり、この点を考えさせることは有意義であると考え、説明を加えることにした。

であることを確認する。ルールの制定者がルールを定めて自由を制限することで、自由を主張する者が他者の自由を侵害することを防ぎ、トラブルを未然に防ぐことは可能であるが、ルールの制定者による自由の侵害はあってはならない。ただルールを受動的に守るのではなく、問題のあるルールに対しては積極的に声をあげ、より良いものにして行くことの重要性と必要性を理解させる。

## (2) 各時限のアウトライン

### ① 1 限

はじめに、校則の存在しない無秩序な状態の学校の様子<sup>30)</sup>を例示し、校則が存在しない無秩序な状態では、どのような問題が起きているか各グループで話し合い、校則(秩序)が必要であることを確認する。学校の様子を、絵にすることで、授業を受ける生徒たちにより視覚的にイメージしやすいようにした。次に、立場が対等な生徒同士が主張する自由と自由の衝突に対し、学校側がルールを提示し、生徒の自由に一定の規制をかけることでトラブルを解決しようとするが、そこで学校側から、生徒の自由を過剰に制限する校則(校則案 X)<sup>31)</sup>が提示されたという状況において、その問題点を各グループで話し合い、校則(秩序)によって不当に生徒の自由を規制してはならないことも理解させる。その際には、校則案 X の具体的に何が問題なのかを答えさせることで、感情論で不満を述べるだけにならないようにする。そして、各グループで出された問題点をもとに対案 Y を作成する。その際に考えるポイントとして、(1) ある者が主張する自由が他者の自由を侵害している状態を解決するために、校則によって定められた枠の中で最大限自由を認め、互いの自由を侵害しないようにすること(自由と自由の衝突の調整機能)、(2)(1)を踏まえ、規制が強すぎると生徒の自由を侵害する恐れがあるため、生徒の自由を侵害しない範囲での規制が必要であること(自由と規制の対立)、(3) 適正な手続によ

30) 本稿末尾の資料中、ワークシートの図 1、図 2 を参照。

31) 本稿末尾の資料中、ワークシートの 8 頁を参照。

て処分が決定されるべきであること（適正手続の必要性）の3つを提示する。その上で、まずは生徒一人一人に対案 Y を作成させる。この際、最初に提示される校則案に対する改正の他に、生徒の自由を不当に侵害し、必要ないと感じる条文があれば削除し、逆に制限が必要だと感じれば条文を新たに作成するなど、授業を受ける生徒に自由に考えてもらうように強調する。

## ② 2 限

1 限の後半で説明した3つのポイントを振り返ると共に、生徒個人で作成した校則案を共有し、各グループで対案 Y を作成する。この時も、条文の追加や削除を積極的に行うように指示する。その後、各グループで作成した対案 Y のうち、2 か条を抽出し、各グループがどのように対案を作成したか、黒板に書いて全体で共有する。その際、自グループと他グループを比較した上で、どのポイントに注目して作成したかを各グループに説明させ、意見を共有する。最後に、自由を無制限に認めるとお互いの自由を侵害し合うために、規制によって自由をある程度制限する必要があるが、規制によって過度に自由を制限しないことが重要であることをおさらいし、一連の活動を通して、普段何気なく守っているルールに対して受け身になるのではなく、よりよいものになるように内容を検討することの重要性を指摘した上で、秩序・ルールと自由のバランス、自由の観点から社会を考察することが大事であることを確認する。

## 2. 3 回の実践の機会

今年度は、以下のとおり、期せずして同一のテーマで3回の実践の機会を与えられた。実践授業のもようとそれを踏まえた教材のブラッシュアップの過程については、次項で説明することとする。

### (1) 金沢大学人間社会学域スタディプログラム

2016 年度まで実施していた虎姫高校との高大連携講座は、2017 年度から

「人間社会学域スタディプログラム」(以下、「SP」という。)に発展的に承継され、8月8日に開催された。このプログラムは、文系の各学類が60分の授業を2コマ分(合計120分)で1セットとする講座<sup>32)</sup>を、午前・午後の2回提供するものである。前年度までの経緯から、まずは虎姫高校2年生の参加申込みと各講座への振分けを行ったうえで、北陸三県の高校生(学年を問わない)を対象に参加者を一般募集した。法学類は、従前に引き続き、著者(福本)の指導の下、学生による法教育の実践授業を提供した。もっとも、当日は台風5号の接近により欠席者が相次ぎ<sup>33)</sup>、法学類提供講座への参加者は、わずか8名(午前5名、午後3名)に止まった<sup>34)</sup>。

## (2) 滋賀県立守山中学校への出前授業

滋賀県立守山中学校への出前授業(以下、「守山」という。)は、2017年10月27日に実施した。本年度も、著者(福本)の友人である同校の倉公一教諭のご厚意により、3年生の社会科(公民的分野)における「発展学習プログラム」の一環として実施されている特別授業の機会をご提供いただき、午前と午後に分けて中学3年生2クラス(合計80名)に対して50分2コマを1セットとする授業を実施した<sup>35)</sup>。

---

32) 高大連携講座は、90分の授業3コマ(合計270分)を1セットとしていたので、持ち時間は大幅に減少した。もっとも、高大連携講座の時間数を前提として作成した教材は、多くの内容を盛り込むことができた反面、学校における通常の授業時間とかけ離れていたため、汎用性に難があり、高大連携講座終了後の圧縮作業が負担となっていたが、この問題はほぼ解消された。

33) 特に、虎姫高校からの参加者が高速道路の通行止めの影響で来学できなかったことは、大きな痛手であった。もっとも、結果として有志教員により代替の特別講座が企画され、3度目の実践の機会を得たことは不幸中の幸いであった。

34) 実践に参加した学生は、次の15名である(敬称略、学年は当時。以下同じ)。3年：木下延大、2年：池中佑斗、浦田悠貴、金子朋矢、北村穂乃佳、鬼頭朋加、森村匠、1年：上端ひより、佐々木嵐士、下野夏生、高林里江、中島遼一、野尻康介、宮内勇樹、山本広平。

35) 実践に参加した学生は、次の17名である。4年：小城秀仁、滝川まりこ、萩原剛博、3年：木下延大、2年：池中佑斗、浦田悠貴、金子朋矢、北村穂乃佳、鬼頭朋加、森村

### (3) 虎姫高校・特別講座

この特別講座（以下、「虎姫」という。）は、SP に来学できなかった虎姫高校の生徒に対し、有志教員が代替として企画し、2017年12月27日に本学で実施したものであり<sup>36)</sup>、学生は同一の教材による3度目の実践の機会を得ることができた。50分2コマを1セットとする授業を午前と午後に分けて2度実施し、高校2年生が合計49名参加した<sup>37)</sup>。

### 3. 実践授業のもよう

3回の実践を通して基本的な内容は同じであるから、以下では最終的な到達点である虎姫のもようを中心に説明し、先行する2回の実践を経てブラッシュアップした点は注において言及する。

授業前半で、まず校則の存在しない学校<sup>38)</sup>の問題点を挙げてもらったところ、服装に関することや授業中の問題行動など、生徒たちは多くの問題点を指

---

匠，1年：上端ひより，佐々木嵐土，下野夏生，高林里江，中島遼一，野尻康介，山本広平。なお，明治大学の藤井剛教授が午後の授業を参観された。

36) 虎姫高校から学生部入試課に対し、代替講座実施の打診があったのに対し、大学として組織的対応はできないが、有志教員が講座を提供する形での実施は可能とされ、著者（福本）の下で実施可能性を追求することとなった。虎姫高校からは、生徒数を勘案して、少なくとも3講座程度の開講依頼があったので、人文学類の森雅秀教授（虎姫高校出身）と、法科大学院の野坂佳生教授にお声掛けし、合計3講座を確保した。なお、野坂教授は藤井剛教授と合同で、「古代ローマ法から学ぶ『法の精神』」（野坂佳生・藤井剛「法教育におけるローマ法活用の試み——法学導入教育への示唆も含めて——」金沢法学59巻2号（2017）331頁以下で報告されている実践をブラッシュアップ）を提供して下さり、期せずして、極めて充実した法教育実践の場となった。なお、次年度以降は、著者（福本）および金沢法友会が独自に虎姫高校に対して、法学分野の講座を提供することを計画中である。

37) 実践に参加した学生は、次の16名である。2年：池中佑斗，浦田悠貴，太田未菜，金子朋矢，鬼頭朋加，森村匠，1年：上端ひより，佐々木嵐土，師々田萌賀，下野夏生，高林里江，中島遼一，野尻康介，宮内勇樹，山本広平，和田健太。なお，倉公一教諭が参観にお越し下さった。

38) 参加者に合わせて、高校または中学校の設定とした。

摘し、反応は良かった<sup>39)</sup>。また、校則案 X に対する問題点も、それぞれの生徒が問題点を複数指摘し、秩序が存在しないことと、自由を侵害するほどの厳しい校則のそれぞれの問題点を理解していた。前半の大きな作業である、各自で対案 Y を考える際には、対案<sup>40)</sup>を作る上でのポイント<sup>41)</sup>の説明内容を大きく変更したこともあり<sup>42)</sup>、生徒たちの理解度も比較的高かったようである。結果として、各自で対案を作る時点で、自由と規制の対立構造などがある程度理解されており、対案の理由づけがしっかりしている生徒が多く見られた。しかし、高校生であることを念頭に置いて追加した政治活動に関する条文は、実感に乏しいためか、反応はよくなかった<sup>43)</sup>。

39) 虎姫高校には明確な校則はない、と伺ったので、「校則のない学校」ではなく、あくまで「秩序がない」ことの問題点に気づかせるよう、導入部分で強調するようにした。

40) SP では、校則案 X にある条文に対応させた改正案や、条文の削除提案が多く、新規に条文を作成する案はほとんどなかった。新しい条文を追加してもよいことが十分に伝わらず、「改正」という言葉から、提示された校則案 X を下敷きにして校則案 Y を作成することに気が向いていたようである。そこで、早い段階から自由に条文を追加してもよいことを強調し、「改正案」ではなく「対案」を作ることをイメージさせた方がよいのではないか、という意見が出されたので、新しい条文を作ることに生徒の意識が向くように、設定を「対案の作成」に変更し、既存の条文への加筆や条文そのものの削除だけでなく、新たな条文の追加も自由に行ってよいことを強調した。

41) 当初は、(1) 校則を改正するにあたり、まず生徒の自由を尊重することが前提として重要であること、(2) ある者が主張する自由が他者の自由を侵害している状態を解決するため、校則の定める枠内で最大限自由を認め、互いの自由を侵害しないようにすること（自由と自由の衝突の調整機能）、(3)(1)を踏まえ、規制が強すぎると生徒の自由を不当に侵害する恐れがあるため、生徒の自由を侵害しない範囲での規制が必要であること（自由と規制の対立）、(4) 適正な手続によって処分が決定されるべきであること（適正手続の必要性）をポイントとしていたが、守山の実践後、(1)と(3)は、ほぼ同じではないかという指摘があり、再考した結果、(1)を(3)に織り込む形となった。

42) SP や守山では、対案作成のポイントの解説が簡略すぎたためか、自由と自由の衝突や、自由と規制の対立といった構造を根拠にすることなく、感情論にもとづく対案が目立った。そのため、解説に費やす時間を増やして、対案作成の際に考慮するよう強調すると共に、ワークシートも対案をメモする部分に、ある条文を修正する根拠として自由と規制の対立構造等を例示するなどの加筆修正を行い、根拠を考えやすいようにした。

43) 選挙権年齢の引き下げを念頭に、高校生は政治活動にある程度関心があると想定して、SP と虎姫では、本稿末尾の資料中、校則案 X の第 8 条の条文を用意した。もっと

前半の理解度を反映して、後半に各グループで話し合う際も感情論ではなくしっかりとした理由づけのできる生徒が多く見られた。条文を厳選したことで<sup>44)</sup>、余裕のあるグループワークができ、新たに条文を作ろうとするグループもあった。学生間で事前に対案づくりの3つのポイントを再確認したことで、グループリーダーの学生の下、生徒がお互いの意見の相違を埋めるための議論が活発に行われていた<sup>45)</sup>。話し合いが滞ったグループでは、グループリーダーの学生が、自由と規制の対立構造や適正手続等の条文との対応例を用いて、話し合いをファシリテイトした<sup>46)</sup>。

授業の最後には、全体を通して特に議論が活発だった条文を2つ挙げ、各グループが黒板に変更点を書くとともに、どのような案にしたのかを説明して、意見を共有することとし<sup>47)</sup>、条文の一部変更や加筆に加え、条文そのものを削除するなど、様々な意見が見られた。全体で共有した条文も、先行の実践におけるより根拠がはっきりしている意見が多く見られた。授業のまとめの部分<sup>48)</sup>

---

も、SPではこの条文に反応した生徒が数人いた。

- 44) SPでは条文が15ヶ条もあり、十分な話し合いをするには時間が足りなかったため、条文を厳選した方がよい、という意見が出された。そこで、SPと守山で生徒がほとんど変更しなかった条文を校則案Xから外し、最終的に8ヶ条まで絞った。
- 45) 守山中学校の生徒の感想では、中学生にとって、普段関わることのない大学生とのグループワークという授業形式は、普段の授業や別の発展学習との違いがあり、また、大学生とも円滑にコミュニケーションがとれた、といった記述が見られ、好印象だったようである。また、今後既存の規則に対し自発的に考え、必要であれば意見を出して改善しようとする姿勢が必要だという感覚が複数の生徒に芽生えているように感じられた。虎姫では、授業の休憩時間に、受験に向けてどのように過ごしていたか、今のうちにどんな勉強をしたらよいかなど、授業に関すること以外にも話が弾んだ。大学生活への期待感を高める機会となったことは、学生による授業の副次的効果であろう。
- 46) グループリーダーの学生が自分も議論に参加してしまい、自分の意見を生徒に押しつけていたという、先行の実践での反省を受けたものである。
- 47) SPでは、各グループの案を紙にまとめ、それぞれを見て回るポスターセッション形式を試みたが、時間を節約するために、黒板に書いて全体で共有する形式をとった。
- 48) 自由と自由の衝突の調整では、お互いの自由を侵害し合うことになるので、自由を制限する必要があるという部分で、公共の福祉の概念との関連を補足した。さらに、自由と規制の対立では、自由を規制する側の意図として、バターナリズムを用いた説明を追加し、強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益のためとして、本人の意思を



では、対案を作成する際のポイントや自由の観点でものごとを見ることを再確認し、最後にまとめの資料<sup>49)</sup>を配布した。一連の活動を通して、ルール・秩序の必要性や自由の重要性が伝わったようである<sup>50)</sup>。

#### 4. 成果および反省点

##### (1) 準備段階について

2017年度は、虎姫高校との高大連携講座がSPに発展的に承継され、開催時期が大きく前倒しされて大学の定期試験直後となった。しかも、オープンキャンパスをリニューアルして計画されたキャンパスビジットがSPの前日に設定され、そのメイン企画ともいべき模擬裁判を金沢法友会が運営することとなった<sup>51)</sup>。学生の中には双方にコミットする者が少なからずいたので、直前期の準備はかなりの負担となった。その弊害として、メンバー全体で授業内容を十分に共有しないまま授業を実践した部分が少なからずあったことは否めない。もっとも、実践授業の持ち時間が半分以下に減少し、時限ごとの分担を従来ほど明確に区別する必要がなくなったので、この点は今後の工夫次第で改善可能であろう。いずれにせよ、この間、金沢法友会が活動の幅を拡大してきた結果、そろそろその総量がマンパワーを上回る状況となってきたことを意味するものであり、メンバーを増やすための取組みを強化する等の対策を早急に講じる必要がある。

---

問わずに規制を定めることで、結果として自由が侵害されるという説明が可能となる。

- 49) SPにおけるグループリーダーの手元資料をもとに、校則案Xを自由と自由の衝突、自由と規制の対立、適正手続の観点から分類したものを、新たにワークシートとして作成し、授業の最後に生徒に配布した。
- 50) まとめの部分は、あらかじめ穴埋め形式でワークシートに印刷しておいたため、生徒たちがスムーズにメモを取ることができた。SPでは、ワークシートに日付が印刷されていないかった、イラストに番号を振っていないかった等、細かなミスが散見されたので、守山や虎姫の準備段階では複数名が確認するなど、同じミスを犯さないように留意した。
- 51) 従来は、別サークルの「金沢大学模擬裁判会」が活動してきたが、金沢法友会と統合され、活動を引き継ぐことになった。

## （２）到達目標の達成度

教材作成にあたって設定した達成目標のうち、我々が生活するにあたって、秩序・ルールが必要不可欠であることや過度な規制によって自由が侵害されてしまうこと、ルール・規制に内在する自由と自由の衝突の調整機能や、自由と規制の対立構造を理解することは達成できたと考えられる。参加した生徒から寄せられた感想には、自由と規制の間でグループ全員の意見をうまく調整することや、学校側と生徒側の両方の意見を尊重して校則を作ることの難しさを感じながらも、ひとつのルールを作る際に、最終的な結論に至るまでには、たくさんの考慮があったことが分かったというコメントや、自由と自由の衝突、自由と規制、適正手続などのポイントが大事だと学ぶことができたという感想が見られた<sup>52)</sup>。また、ルールによって自由が奪われるため、ルールに対して負のイメージを持っていたが、ルールがなければ、各人の自由と自由がぶつかり、侵害が生じることを知り、ルールの必要性を学ぶことができた、という感想もあった。ふだんルールに対してあまり良いイメージを持たない生徒や、ふだんはルールについて深く考えることなく、ただ従っていればよいという姿勢で生活していた生徒にとっては、今回の授業が、ルールの背景にあるものに気づき、ルールや校則について考えるきっかけとなったようである。

虎姫では、特に適正手続の説明が不十分であるとの指摘があった。この点は、教材作成初期の段階から説明に苦心していただけに、今後この教材をブラッシュアップする上での大きな課題となる。さらに、せっかく新たな条文をグループで考えたのに、全体で発表する機会がなかったという指摘があった。この点は、進行役が全体を見渡して、多くのグループで新たな条文が考えられているかを現場で判断せざるを得ないかもしれない。もっとも、先行する実践で

---

52) この部分是对案を作成する上で重要な部分であるため、理解が十分でない生徒が複数人いたグループでは、作った対案の根拠の部分まで話が深まらず、感情論で話し合いが進んでしまったこともあったようである。

新たな条文が出なかったことを考えれば、新しい条文を考え出すところまで漕ぎ着けたことは、大きな進歩であったと言える。

### (3) その他の課題

導入部分で、そもそもルール（校則）は必要かが十分に議論されておらず、ルールは必要だ、という考え方ありきで授業が行われているのではないか、ルールというものの目的に言及してから議論を始めた方がよかったのではないか、等の意見が出た。これらの点は、例えば秩序やルールの必要性を事前課題として提示し、あらかじめ考えさせてきた上で、それをもとに議論を行うなど、さまざまな教え方がありうるので、事前課題の要否について、再考する余地があるであろう。

授業全体の進行役の個性によって、説明が早くなる、抑揚をつけすぎ、単調な説明がなされる、等が課題として指摘された。その克服のためには、重要な部分はゆっくりとメリハリをつけて話すことや、話すことに夢中になりすぎないようにするといった点に注意するべきである、といった意見が出された。また、進行役やグループリーダーが、生徒の意見を聞いたときにリアクションに欠けていたという指摘を受けた。全体で共有できるように生徒の発言を繰り返す、どの点に注目したか深く掘り下げていくなど、臨機応変に対応することが必要だという意見が出た。また、少数意見を出すことで、より活発な議論を生むことができるのではないかと、今回は少数意見のピックアップがなかったという指摘を受けた。

グループリーダーから、生徒たちに対案を考える際のポイントの部分を意識させるのが難しく、話し合いがスムーズに進まない、授業の趣旨から外れた話し合いになる、一度話がそれてから戻るのに時間がかかった等の反省が述べられた。対案づくりのポイントを十分に理解していないグループリーダーがいたなど、学生側の理解に個人差が見られたことが影響している<sup>53)</sup>。今回は完全に

53) 実践に参加する学生の数が、次第に増加していることの影響がここにも現れているの

は対応し切れなかったが、学生側の認識を共有する機会を充実させる、説明のしかたやワークシートの内容をより分かりやすいものにするよう工夫する、グループリーダーがグループワークで今、何を議論しているのかしっかり把握する等を考慮する必要がある。

#### 第4章 おわりに

今回の実践を通じて、校則という中高生に身近なルールを法教育の素材として用いることは、大きな効果が得られる可能性があることを提示することができたと考える。校則の問題が再燃しつつある昨今、今後の法教育の実践において「校則」を積極的に活用する意義は少なくないと思われる。その際には、生徒が現実的に「校則」と主体的に向き合う場を設ける必要もあるかもしれない。多くの学校には「校則」「生徒心得」といった学校独自のルールが存在するが、必ずしも適当な内容とは限らず、それにもかかわらず生徒の側から異議を述べる仕組みが整備されているわけでもないからである。そのためには、社会科や公民科の授業における教材とするだけでなく、特別活動や生徒会活動の一環として、自分たちの校則を考える機会を作り、生徒の意見が適切に反映される仕組みを構築できないであろうか<sup>54)</sup>。その際には、今回の実践において提示した校則を考える際のポイントをあらかじめ理解させ、生徒の感情だけでルールが作られないように配慮する必要がある。

次に、校則というルールをある程度体系化しておく必要があることがわかった。校則をあらかじめ体系化しておくことで、個々のルールに対してどのような点を考慮すればよいかが明らかになり、より中身のある議論が展開されると考えられるからである。今回の実践で提示した架空の校則は、そのような体系

---

かもしれない。

54) 実際にそのような仕組みを導入している学校の例として、茨城県古河市立総和南中学校 ([http://souwaminami.koga.ed.jp/?active\\_action=journal\\_view\\_main\\_detail&block\\_id=24&post\\_id=385](http://souwaminami.koga.ed.jp/?active_action=journal_view_main_detail&block_id=24&post_id=385), 2018年5月13日閲覧)、山口県立光高等学校 ([www.hikari-h.ysn21.jp/kyouiku/special\\_activities/special\\_activities01.html](http://www.hikari-h.ysn21.jp/kyouiku/special_activities/special_activities01.html), 2018年5月13日閲覧)がある。

化をあまり意識することなく作成したため、多くのカテゴリーを網羅した上で、現実の学校で問題となっているルールを的確に抽出していたかは疑問であり、今後の課題である。

終わりに、自由という観点を重視し、ルールによって他者の自由との調整を図るという考え方には、ある程度の理解が得られたとしても、それを一般化し、学校を出てから社会においても活用できる、というところまでは到底たどり着けなかった。質量の両面において、教材の一層の充実が必要であると言える。

【資料】虎姫高校・特別講座における実践授業の流れとワークシート

1 限

(1)本時の狙い

- ・ 秩序・ルールの必要性を理解する。
- ・ ①自由と自由の衝突の調整機能, ②自由と規制の対立構造, ③適正手続の必要性について理解する。
- ・ 上記の理解をもとに, 校則案 X に対する対案 Y を生徒個人が作成する。

(2)準備・注意事項

- ・ グループワークを行うため, 事前に 4~5 人のグループを作っておく。ただし, 当日に欠席者がいることもあるので 4 人以下になるグループもある。

(3)本時の展開

	学習活動	注意事項
導入	1 オリエンテーションを行い, 本日の活動での獲得目標を理解してもらう。(3分)	1 今日の授業の流れと獲得目標を説明する。また, 本時では, 秩序・ルールの必要性や, 自由・規制の対立構造, 適正手続について理解する。
展開	<p>2 校則の存在しない学校(26分)</p> <p>①事例説明(2分)</p> <p>【1】校則の存在しない学校の様子の絵を見せる。校則が存在しないので, 生徒は各々自由に自分のやりたいことをしている。</p> <p>②グループワーク(8分)</p> <p>【1】設問:「あなたはこの教室のどのような点が良くないと思いますか。」 「具体的に生徒たちはどのように困ると思いますか。」</p> <p>③グループワーク内容の発表(2分)</p> <p>④先生たちが作った校則案 X を見せる(2分)</p> <p>⑤グループワーク(8~9分)</p> <p>【2】設問:「あなたはこの校則のどんな点が良くないと思いましたか。」「具体的に生徒たちはどのように困ると思いますか。」(校則案 X の問題点は何かという問いかけ)</p>	<p>2</p> <p>②</p> <p>【1】指摘の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校舎内に犬がいる。</li> <li>・ 授業中に先生の話の話を聞かずにしゃべっている人がいる。</li> </ul> <p>③2~3名指名して発表させる。</p> <p>④ワークシート参照。</p> <p>⑤</p> <p>【2】校則案 X はかなり理不尽なものや厳しいものが多いため, 積極的に問題点を指摘するよう促す。</p>

<p>⑥グループワーク内容の発表(3～4分)</p> <p>3 自由・規制の対立構造, 適正手続について(23分)</p> <p>①校則案 X に反発した生徒が対案 Y を提出することを決定する。(1～2分)</p> <p>②対案を考える上での 3 つのポイントを紹介する(4～5分)</p> <p>ポイント①: 自由と自由の衝突の調整機能 生徒それぞれの自由を無制限に認めていると, お互いの自由を損害する場が生じるため, 校則(規則)を定めて, ある程度, 自由を規制した上でその規則内で自由を最大限認めることでお互いに自由の侵害が生じないようにすることが必要。</p> <p>ポイント②: 自由と規制の対立構造 規則による規制があまりにも強いと, 規制しなくてもよい自由まで侵害してしまう恐れがある。そのため, 調整をして, 生徒の自由を制限しすぎないようにすることが重要。</p> <p>ポイント③: 適正手続の必要性 先生と生徒は先生の方が立場が上であるため, 先生の主張が強くなりがちである。しかし, 本来はどちらの主張も平等に尊重するべきであり, 上下関係に基づいて先生が一方的に判断するのではなく, 生徒の事情を聞いてから判断をするべきである。</p>	<p>指摘の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補習実施の要件が厳しすぎる。</li> <li>・地毛が黒髪でない生徒にまで黒髪を強制するのは問題があるのではないか?</li> </ul> <p>⑥2～3名指名して発表させる。</p> <p>3</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後半のグループワークなどの中心となることを強調しておく。</li> </ul> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校則の例を挙げながら説明する。</li> </ul> <p>例: 携帯の持ち込み禁止 生徒の, 学習に集中する自由と連絡を取る自由の対立を調整するため, 「授業中の携帯電話の使用を禁止する」等に変更することができる。</p> <p>例: 携帯の持ち込み禁止 連絡を取る自由と, 授業を受けさせるという規制・風紀の維持という対立が生まれ, このままでは連絡を取る自由が侵害されかねないため, 「携帯電話は, 登下校中のみ使用を許可する」等に変更することができる。</p> <p>例: 遅刻した者はどんな理由であっても, 1 週間教室掃除をしなくてはならない。 病院に行っていた等の理由であっても遅刻をした罰として掃除をさせられるのは生徒にとって理不尽である。そこで, 「遅刻した者は遅刻する特別な理由がある場合を除</p>
--	---

	<p>③生徒各自で対案を考える (13分)</p> <p>【1】設問:「どういった対案ならばよいと思いますか? <b>生徒の自由を意識しつつ</b>, 自分の考えをメモしてみましょう。」</p> <p>4 2限への橋渡し(3分)</p> <p>3つのポイントを意識しつつ作成した対案をグループで議論して各グループで対案を作成することを伝える。</p>	<p>き, 1週間教室掃除をしなければならぬ。」等に変更することができる。</p> <p>③</p> <p>【1】校則案 X の条文を加筆修正するだけでなく, 条文そのものを削除したり, 新たに条文を作成するなど, 自由な発想で取り組んでもらうことを強調する。</p> <p>4</p> <p>休憩中も生徒からの質問や意見などを聞き, 真摯に回答すること。</p>
--	---	--

**2 限**

(1)本時の狙い

- ・1限で確認したポイントに沿って, 具体的な根拠のある対案を作成する。
- ・一連の活動を通して, 秩序・ルールは必要不可欠なものであるが, 自由はより重要なものであることを理解してもらう。
- ・一連の活動を通して, 自由の観点から社会を見つめることを強調する。

(2)準備・注意事項

- ・1限と同じく, グループワークを行うため, 4~5名程度のグループを作る。
- ・1限で解説したポイントを再確認する。

	学習活動	注意事項
お さ ら い	<p>1 対案を考える上での3つのポイントについて, 1時間目の復習として行う(2分)</p>	<p>1 1限目のおさらいであるため, ワークシートを見て確認するように促す。</p>
展 開	<p>2 1時間目に各自で考えた対案をもとに, 各グループでひとつの対案 Y を作成する(25分)</p> <p>①グループワーク(25分)</p> <p>【1】設問:「校則の対案 Y を作ってみよう!」</p>	<p>2 本時限では, 基本的に問題とグループワークを通して展開する。</p> <p>【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由に条文を削除したり, 新たに条文を追加したりしてもよいことを強調する。</li> <li>・グループワークでは, 1限目に各自</li> </ul>

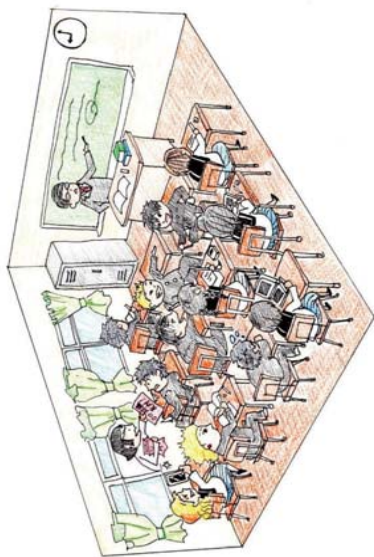


	<p>②10 分経ったら、どの条文について議論しているか、対案作りの進行具合について中間発表を行う。</p> <p>③25 分経過したところで、進行役が指定した 2 つの条文について各グループの対案を黒板に書く(5分)</p> <p>④各グループによるフィードバック(7～8分)</p>	<p>で考えたものを用いる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サブリーダーは議論の結果どのような対案ができたかを紙にまとめる。</li> <li>・グループリーダーは、話し合いが滞った場合に、グループリーダー用に対立構造をまとめたレジユメを用いて生徒にヒントを出しながら議論を進める。</li> <li>・このとき、授業の進行役は各グループで議論が活発な条文を 2 つ選んでおく。</li> </ul> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2 つのグループを当てて中間発表をしてもらう。</li> </ul> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このとき、他のグループと自分のグループでどの様に違いがあるかグループリーダーを中心に確認する。</li> </ul> <p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された条文について、生徒に根拠も含めてどのように対案を考えたか発表させる。</li> <li>・全てのグループに発表させる。</li> </ul>
<p>まとめ</p>	<p>3 授業全体のまとめ(10分)</p> <p>まとめ①：自由を無制限に認めていると、お互いの自由を侵害し合うため、自由を制限し、調整する必要がある。これは、いわゆる公共の福祉の考え方に通じる。また、このとき、過度に自由を制限しないことが大切である。</p> <p>まとめ②：強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益のためだとして本人の意思は問わずに介入・干渉・支援することを、バターナリズム(父権主義)という。生徒の</p>	<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークシートは穴埋め形式になっているため、適宜メモを取っていくように促す。</li> </ul>

<p>ためだとして、生徒の自由を過度に規制するのではなく、生徒側の利益も考えて調整する必要がある。</p> <p>まとめ③：先生と生徒は先生の方が立場が上であるため、先生の主張が強くなりがちである。しかし、本来はどちらの主張も平等に尊重すべきであり、上下関係に基づいて先生が一方向的に判断するのではなく、生徒の事情を聞いてから判断をするべきである。この考え方はいわゆる適正手続につながる。</p> <p>まとめ④：普段は校則を含め、規則について特に深く考えることなくその内容を守っているが、規則に対して受け身になるのではなく、より良いものになるように内容をじっくり考えることが重要である。秩序やルールは必要であるが、自由はより大事なものである。自由の観点から社会を見ると、今までとは違うように見えるのではないか。</p> <p>4 各条文に求める対立構造の説明(5分)</p> <p>校則案 X の各条文に、どのような対立構造があったかを説明する。</p>	<p>4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループリーダーが議論の際に用いるレジュメを授業を受けている生徒向けにしたものを配布する。</li> <li>・書いてあるものはあくまで一例であることを強調し、多様な考え方があることを補足しておく。</li> </ul>
--	---

2017/12/27  
鹿嶋高校特別講座

図2



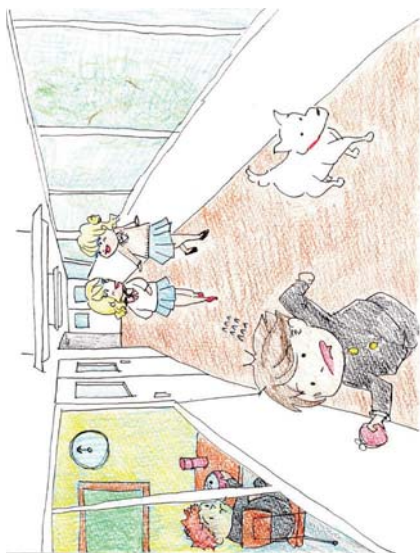
×E

2

2017/12/27  
鹿嶋高校特別講座

Q1.あなたはこの学校のどのような点がよくないと思いますか？

図1



×E

1

2017/12/27  
産婦人科特別講座

Q2. あなたはこの校則に従うとしたらどこが不満ですか？  
具体的な理由はなんですか？

例：〇条の校則の△△というところが××なので不満。

・他の人の意見

2017/12/27  
産婦人科特別講座

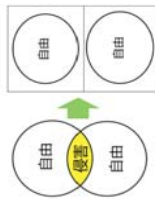
Q3. どういった対策ならばよいと思いますか？  
**生徒の自由を意識しつつ、自分の考えをメモしてみましよう。**

例：相手への呼称は苗字または名前とする。  
<呼称の自由 vs いじめ防止、親の目>  
<呼称の自由 vs 好きなように呼ばれる自由>

メモ

～対策を考えるとときのポイント～

◎その①自由 vs 自由



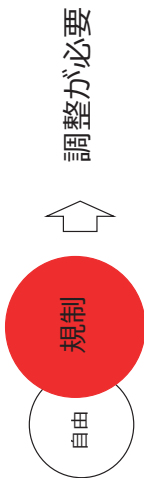
変更するとしたら・・・  
例) 携帯の持ち込み禁止

学習に集中する自由 vs 連絡を取る自由  
学習に集中する自由 vs 自由に時間を過ごす自由

➡ 授業中の携帯電話の使用を禁止する  
学校では、携帯電話は先生に預ける

校則を作ることで侵害が起らないようにすることが必要

◎その②自由 vs 規制



変更するとしたら・・・  
例) 携帯の持ち込み禁止

連絡する自由 vs 授業を受けさせる規制  
自由に時間を過ごす自由 vs 風紀の維持

➡ 携帯電話は、登下校中のみ使用を許可する

校則により、自由を制限しすぎないようにすることが重要

◎その③適正手続

先生と生徒の主張は両方も尊重すべき

上下関係に基づいて先生が一方的に判断をするのではなく、  
生徒の事情を聞いてから判断をする

例) 遅刻した者はどんな理由であっても、  
1 週間教室掃除をしなければならぬ



病院に行っから登校したのに、遅刻と判断され、掃除をさせられた

変更するとしたら・・・  
例) 遅刻した者はどんな理由であっても、1 週間教室掃除をしなければならぬ

➡ ・ 遅刻する場合は学校に連絡すること。連絡がない場合は、  
遅刻の理由に関係なく 1 週間教室掃除をしなければならぬ

・ 遅刻した者は遅刻する特別な理由がある場合を除き 1 週間教室掃除をしなければならぬ。

～本日のまとめ～  
自由を無制限に認めていると  
お互いの自由を侵害し合うため、  
自由を制限し、調整する必要がある  
＝＜　＞

強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益のためとして本人  
の意思は問わずに介入・干渉・支援すること  
＝＜　＞（父権主義）

先生と生徒の主張は両方とも尊重すべき  
上下関係に基づいて先生が一方的に判断をするのではなく、生徒の  
事情を聞いてから判断をする＝＜　＞

普段は校則を含め、規則について  
深く考えることなく内容を守っている



規則に対して受け身になるだけでなく、  
よりよいものになるように内容をじっくり  
考えることが重要

### 秩序やルールは必要

でも

＜　＞はもっと大切

＜　＞の観点から社会を見てみよう！

### 校則案 X

- 第 1 条 男女とも黒髪で清潔感のある髪型にし、染色、脱色、パーマネントを禁止する。
- 第 2 条 登下校中を含める学校生活においては、本校指定の制服の正しい着用を義務付け、また、ネックレス等の装飾品の着用を禁止する。
- 第 3 条 2 回以上欠席した者は期末試験の結果にかかわらず、夏期、もしくは冬期の休みに補習を実施する。
- 第 4 条 授業中においては指定した文房具のみ使用を許可する。
- 第 5 条 ゲーム機などの学習に関係のないものの校内への持ち込みは禁止する。
- 第 6 条 校舎内では静粛にし、喧騒にわたることを慎む。また、授業中の私語を禁止する。
- 第 7 条 カラオケ、ゲームセンター、または、これに類する場所の出入りを禁止する。
- 第 8 条 生徒は集会、その他の手段を利用して政治活動を行い、または、極端な主義、思想を宣伝してはならない。

2017/12/27  
産婦高校特別講座

## 対案 Y

2017/12/27  
産婦高校特別講座

1, 男女とも肌髪で清潔感のある髪型にし、染色、脱色、パーマネントを禁止する。 9,

2, 登下校中を含める学校生活においては、本校指定の制服の正しい着用を義務付け、また、ネックレス等の装飾品の着用を禁止する。 10,

3, 2回以上欠席した者は期末試験の結果にかかわらず、夏期、もしくは冬期の休みに補習を実施する。 11,

4, 授業中においては指定した文房具のみ使用を許可する。 12,

5, ゲーム機などの学習に関係ないものの校内への持ち込みは禁止する。 13,

6, 校舎内では静粛にし、喧嘩をおこなうことを慎む。また、授業中の私語を禁止する。

7, 18時以降のカラオケ、ゲームセンター、または、これに類する場所への出入りを禁止する。

8, 生徒は集会、その他の手段を利用して政治活動を行い、または、極端な主義、思想を宣伝してはならない。

8、生徒は集会、その他の手段を利用して政治活動を行い、または、極端な主義、思想を宣伝してはならない。  
 <表現の自由 vs 学習に集中する自由>  
 <裁量の自由 vs 教育的配慮>

～教育的配慮～  
 勉強に集中できる環境を作るだけでなく、マナーやルールをしっかりと守るようにさせることなど、状況に応じて様々な意味を持つ

～経済格差～  
 家庭の収入の差から身なりや持ち物などに差が出ることなど

～地域の日～  
 地域の治安の悪化を心配する人々が学校に注意するように求めるなど

～管理教育～  
 スムーズな学校生活のために集団での生活に重点を置いた教育  
 生徒の自由があまり認められない教育

※他にも、強い立場の人(親、先生など)が、弱い立場の人(生徒など)のためとして、本人の意思に関係なく口出しをするなどもあります。このようなことも考えてみると、より今回の授業が活きると思うので、ぜひ考えてみてください。

◎校則 X に含まれる自由と権利の関係

校則 X の各条文中「自由 vs 自由」、「自由 vs 規制」、「適正手続」の観点から見たものです。これらのことはあくまで一例で、これら以外にも様々な観点があるので、ぜひ皆さんで考えてみてください。

校則 X ～例～  
 1、男女とも服装で清潔感のある服装にし、染色、脱色、パーマネットを禁止する。  
 <髪型の自由 vs 学習に集中する自由>  
 <髪型の自由 vs 非行の防止>

2、登下校中を含め学校生活において、学校指定の制服の正しい着用を義務付け、また、ネックレス等の装飾品の着用を禁止する。  
 <身なりの自由 vs 他の人が学習に集中する自由>  
 <身なりの自由 vs 非行の防止、地域の日、教育的配慮、経済格差>

3、2回以上欠席した者は期末試験の結果にかかわらず、夏期、もしくは冬期の休みに補習を実施する。  
 <時間外自由に関与する自由 vs 学校のカリキュラム通りの学習をさせるという規制>  
 <適正手続(生徒二次席の理由を聞くべき)に違反>

4、授業中においては指定した文房具のみ使用を許可する。  
 <好きな文房具を使用する自由 vs 教育的配慮、管理教育>

5、ゲーム機などの学習に関係のないものの校内への持ち込みは禁止する。  
 <学習に集中する自由 vs ゲームをする自由>  
 <ゲームをする自由 vs 授業を受けさせる規制、教育的配慮、風紀の維持>

6、校舎内では静粛にし、喫煙にわたることを慎む。また、授業中の私語を禁止する。  
 <行動の自由 vs 学習に集中する自由>  
 <行動の自由 vs 授業中、学校内での風紀維持>

7、18時以降の、カラオケ、ゲームセンター、または、これに類する場所への出入りを禁止する。  
 <余暇時間の自由 vs 地域の日、事件・非行の防止>  
 <余暇時間の自由 vs 生徒の学習時間の確保>